

第12回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第12回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成23年11月21日(月) 午後1時30分から午後3時40分まで
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、益山委員、場々委員、岡江委員、森島委員、石田委員、
田中委員、川井委員、古川委員、樫井委員、宮崎委員、唐澤委員
- 5 市側出席者 建築住宅課：浅川課長、井口係長、矢淵主査、中嶋主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成23年12月1日

協 議 事 項 等

1. 次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項
 - ①前回審議会の議事確認
 - ②屋外広告物条例及び施行規則審議会原案の検討
4. 今後の予定等
5. 閉 会

2. 提示資料

- 審議会議事11 第11回景観審議会議事要録(意見整理)
- 審議会資料35改-1 安曇野市屋外広告物条例審議会原案
- 審議会資料35改-2 安曇野市屋外広告物条例施行規則審議会原案
- 審議会資料37改 今後のスケジュール改訂版その2
- 審議会資料38 安曇野市屋外広告物条例の概要

3. 意見整理

- ・主なご意見・ご指摘
- 当日の市の回答

①目的

- ・「安曇野らしさ」を加えるために、条例の目的に、又は前文として、本市がこれまで良好な景観づくりに先駆的に取り組んできたという歴史や経緯を明示できるとよい。
- ・規制のイメージが強いので、目的に「安全でわかりやすい情報の提示と誘導」を言葉として加え、守りながらよいものを創り出していくことを示せると、ガイドラインの作成にもつながる。

②禁止物件

- ・禁止物件の対象となる道祖神の周辺における広告物や自動販売機の表示・設置に対する配慮ができないか。
- 現状を確認した上で、道祖神周辺における配慮として対応できる内容を検討したい。

③禁止広告物

- ・点滅するものや、ネオンサインを使用するものも禁止広告物の規定に加えてはどうか。

→禁止広告物で照明に関する規定は、「天空を照らす照明器具を使用しているもの」しかない
ので、精査したい。

④規制地域の区分

・3種類の規制地域の区分は、前回の案よりも非常にわかりやすく規制としても明確になった。

・観光客（観光バスやサイクリング利用）の動線を重視する中で、規制というより積極的に観光客に売り込む道路として、東西方向に明確な第1種規制地域を設定できないか。

例）わさび農場～穂高駅～しゃくなげ荘

・東西軸のどれを第1種規制地域に設定するのは難しいが、少なくとも景観づくり住民協定を締結している路線で第1種規制地域に入っていない道路は対象にした方がよいのではないか。

・「歩いて楽しいまちづくりプロジェクト」とも将来的に関連付けた整備が望まれる。

→観光客の目線は重要だが、市としては、既に広く展開している景観づくり住民協定の自主的取り組みを尊重する中で、第2種規制地域の上に住民協定のルールが上乘せされるかたちの方がよいと考えている。ただ、歩道・自転車道のネットワーク整備計画等の関連計画で周遊経路等の具体的な方向性等が示されれば、これを反映した規制地域の設定も検討していきたい。当面は、景観づくり推進地区の設定や景観づくり住民協定の拡充・拡大を優先し、地域の主体的取り組みを支援していきたい。

⑤許可基準の設定

・第1種規制地域には、1敷地の総表示面積10㎡以下の制限があるが、壁面広告物には表示面積の上限がないため、最大で10㎡まで可能となるので、5㎡以下とするなど上限を示した方がよい。

・第1種規制地域における地上設置広告物の高さの制限は7m以下となっているが、第1種としては高いので、5m以下としてもよいのではないか。

・第2種規制地域や第3種規制地域における地上設置広告物の表示面積に上限値はもう少し小さくてもよいのではないか。他の数値も含め、設定の根拠が問われる。

→実態調査の結果も踏まえて妥当な水準を検討しお示した基準であるが、ご指摘を踏まえて、もう少し検討させていただきたい。

・広告幕、アドバルーン、広告旗等の基準は、すべての地域で同一となっているが、第1種規制地域においては禁止か、より厳しい基準にすべき。

→規制地域ごとにふさわしい基準を再度検討したい。

・交通安全の視点から、自動車の運転手の目線や視界を遮らないような寸法基準を考える必要があるのではないか。

・軽井沢町では自動車の運転手の目線位置を踏まえた基準設定を行っている。

・広告物の地色については、背景となる自然景観の色合いと調和するように、四季による色合いの変化も考慮して、彩度や色相の（背景色との差）基準を設定し、四季を通じて適するようすることが重要。

・自然保護という観点で、より厳しい広告物規制を行っている軽井沢町を参考にしてはどうか。

・「交通安全」と書かれたのぼり旗の乱立が散見されるが、交通安全に果たす効果が不明確な

上に、長期間、色褪せた状態で設置されている場合もあり、非常に景観を損ねている。

- ・交通安全協会ものぼり旗に対する市民からの苦情を受けて、景観上の問題を認識し始め、改善の方向には向かっている。
- のぼり旗については、適正な本数や場所、管理のあり方に対してご意見が出されたことを関係筋に伝え、配慮をお願いしたい。

⑥適用除外物件への対応

- ・政党ポスターが田んぼの中に常設されているのを見かけるが、設置期間の設定や期間満了後にそれらを撤去する義務は設置者にはないのか。
- 市民からも同様の声は届いており、選挙管理委員会を通じて、当該各政党に改善の依頼をしているようである。
- ・公益上の必要性は理解できるが、景観のよい場所にそうしたものがあると違和感があるので、すべてを除外対象とはせずに、掲出期間の設定や景観上大事な場所を避けた設置など一定の配慮を求める考え方が必要ではないか。
 - ・適用除外であっても、届出の義務付け等、事前に確認するしくみを制度化できないか。
 - ・適用除外を考える際には、掲出期間は重要な要素。長期間設置するようなものであれば、公益性の有無や所有形態（自己・非自己）問わず、事前協議等があってもよい。
- 適用除外のものに対しては何の対応もしなくてよいとは言えないので、適用除外の物件を精査し、届出等のしくみを検討してみたい。

⑦既存不適格への対応

- ・条例上適用除外的な扱いとなってしまう既存不適格に対し、今後それらをなくしていくための市が考えている方策を教えてください。
 - ・既存不適格の改善にかかる費用に対する補助制度の導入は考えているか。
- 補助制度は考えていないが、条例を周知するなかで、基準に沿った対応を求めていく姿勢が大事だと考えている。

⑧用語の定義・解釈

- ・「広告幕」と「広告旗」の違い、「地上に設置する広告物」と「立看板」の違いを知りたい。
 - ・敷地の広さがそれぞれ異なる中で、1敷地当たりの総表示面積の「1敷地」とはどのように考えているのか、明確な表現が必要。
- 用語の定義等については、ガイドライン等でわかりやすい表現を検討したい。

⑨その他

- ・月に1回程度、市内の屋外広告物の状況を確認するなど、パトロール体制の構築を考えてほしい。数時間車で回るだけでも色々と見えてくる。

4. 議事要録

- ・第4条第1項の「表示又は設置を禁止する広告物等」の中にネオンサインは入っていないという理解でよいか。(委員)
- ネオンサインは入っていない。(事務局)
- ・以前までは点滅するものが規制対象になっていたかと思うが。(委員)
- 許可基準の中に、「動光・点滅を伴う照明、ネオンサインその他これらに類するものを使用」に関する基準が出てくる。(事務局)
- ・それについても、第4条の規定に含めた方がわかりやすいと思うがいかがか。(委員)
- 第4条で照明に関する規定としては、「天空を照らす照明器具を使用しているもの」しかないので、精査したい。(事務局)

- ・第1種規制地域は縦軸の道路沿いに集中しているが、横軸の東西の規制があまり明確でなく、意識もされていない印象。以前観光者の視線を意識した検討を提案したが、例えば、いま安曇野市で最も集客力があると思われるわさび農場から穂高温泉郷に移動する観光客の視点や、穂高駅周辺で自転車の貸し出しが行われている中で、自転車で周遊する観光客の視点あまり配慮されていないのではないか。穂高駅から山麓線（しゃくなげ荘）に上がっている道路は観光バスの移動もあると思うので、その道路沿いが第2種規制地域で十分かどうか審議していただきたい。（委員）
 - ・〇〇委員のご意見はそのとおりだと思う。東西方向についてどこを第1種規制地域に設定するかはなかなか難しい部分もあると思うが、少なくとも、現在景観づくり住民協定の中で、広告物等を規制しようと地域で取り組んでいる地域もあるので、そうした路線については、第1種規制地域にした方がよいのではないかと。協定路線のほとんどはこの案でも第1種規制地域に入っているが、一部これに入っていない山麓線や東西の道路についてももう少し検討してほしい。（委員）
- おっしゃるとおり観光客の視線を意識することは重要であるが、豊里地区においては住民協定の展開もみられるため、市としては、そうした自主的な取り組みを尊重する考えのもとに、第2種規制地域の上乗せとして住民協定のルールを考えている。
- 観光客の移動については、現在、都市建設部監理課が県とタイアップする中で、歩道・自転車道のネットワーク整備計画の策定に取り組んでおり、歩道整備や周遊経路の設定に関する具体的計画が示されることが期待されている。この案に示す規制地域は未来永劫そのまま継続するわけではなく、当然のことながら、時代背景や人の流れのなかで見直しも必要となってくる。したがって、関連する他の計画における方向性が見えた段階で、規制地域の設定において、さらに踏み込める部分があれば、検討していきたいと考えている。
- 山麓線沿いは、穂高地域の豊里、牧、塚原の各地区、堀金地域の岩原地区で、北から南に住民協定地区が連続し、連担した取り組みがみられ、地域住民の景観づくりに対する認識や意欲の高さを感じているところである。地域の主体的取り組みを支援するしくみとして、景観条例に景観づくり推進地区や景観づくり住民協定の規定を盛り込む中で、市としても何らかのかたちでそうした取り組みの拡充・拡大を優先的に考え、第1種規制地域の設定においてもそのことを配慮した。（事務局）
- ・そうすると、穂高駅から穂高温泉郷に向かう道路は住民協定の設定を促進させるということではどうか。（委員）
- 豊里地区では路線数では相当数の住民協定が締結されていることから、そうした協定拡充の働きかけをしてもよいと考えている。（事務局）
- ・住民協定の路線が、穂高温泉郷からわさび農場までつながることが理想だと思う。この辺を移動する観光客も多く、今後も観光客に通ってほしい、またより積極的に売り込みたい道ということで、規制をする道とは異なる考え方で設定してみてもどうか。（委員）
 - ・現状はどのようになっているのか。（会長）
 - ・わさび農場や早春賦の碑まで行く道として、自転車で通る方は多く、サイクリングロードとして確立されてきていると思う。県が今後観光ルートとして指定する道を読み取って、そこに積極的に規制をかけていくことが必要になってくるのではないかと。観光ルートが確定した後になって、看板を外すということは非常に難しいと思われるので、その辺をご協力いただきたい。（委員）
-
- ・今回3種類の規制地域ということで、前回の案よりも非常にわかりやすくなって、規制としては明確になったと思うが、その中で前回の禁止地域に準じた第1種規制地域の許可基準が非常に重要になると思う。（委員）
 - ・現在、環境課の方の計画で、「歩いて楽しいプロジェクト」として、観光客や地域住民にとって、安心・安全で、歴史的なこと、子供たちが楽しめたり、発見の多い「歩く道」を整備しようことに取り組んでいる。その辺と将来的にリンクして整備されてはどうか。（委員）

・第3条の広告物等の表示等が禁止される物件の中に、「銅像、記念碑及び神仏像」とあり、当然この中に安曇野の重要な観光資源である道祖神も入るものと思われるが、これは道祖神そのものへの表示・設置を禁ずるものであって、一部で見られる道祖神のある周辺への看板設置や道祖神付近における自動販売機の設置がこの対象に該当しないのは非常に残念。(委員)

→市内に道祖神が多いことは認識しているが、それぞれの現状までは把握しきれていない。道祖神周辺にあっては、その説明用の看板以外に、非自己用の看板があったり、自動販売機が近くにあるとすれば、誰が見ても好ましくない状況と思われるのは当然と考える。現状をいくつか確認した上で、道祖神周辺についても配慮がなされるように、条例上の表現として対応できる内容を検討してみたい。(事務局)

・一律の表現は難しいと思うが、検討課題とさせていただく。(会長)

・イルミネーションとネオンサインは分けて考えた方がよい。(委員)

・広告幕と広告旗、地上に設置する広告物と立看板の定義の違いを知りたい。(委員)

・「1敷地当たりの総表示面積」という項目があるが、この「1敷地」とはどのように考えているか。敷地の広さも異なるので、申請者から見ても、これについてはもう少し明確な表現が必要ではないか。(委員)

→用語の定義については、ガイドライン等でできる限りわかりやすい表現を検討していきたい。(事務局)

・広告幕、アドバルーン、広告旗については、すべての地域で同じ基準となっているが、第1種規制地域において表示・設置がふさわしくないものもあるので、これらについては、禁止とするか、より厳しい基準にすべきではないか。(委員)

→数量的なものも含め、規制地域ごとにふさわしい基準を再度検討したい。(事務局)

・敷地内の総表示面積が10㎡以下という基準でかなり抑えていると言えるが、壁面広告物については表示面積の規制がなく、極論すれば、壁面に10㎡の広告物ができる可能性があるため、例えば5㎡以下とするなど、明確に基準を示した方がよいのではないか。(委員)

・地上設置広告物等の高さの基準が7mとなっているが、7mあれば3階建ての建物にも相当するので、第1種の非常に厳しい地域では、5m以下としてもよいのではないか。(委員)

・地上に設置する広告物で、許容できる表示面積の規模として、第2種は1面で10㎡以下かつ全面で20㎡以下、第3種では1面で25㎡以下かつ全面で50㎡以下となっているが、現実的にこんなに大きい数値が必要かどうか疑問。もっと小さくてもよいのではないか。合わせて、他の数値についても設定の根拠性が問われる。(委員)

→事務局としても約1万2千余の広告物の調査結果を踏まえて、妥当な水準を検討し、基準をお示ししたが、もう少し厳し目でもよいのではないかというご意見をいただいた。その辺については、再度検討させていただきたい。(事務局)

・安曇野市で最も大きい地上設置広告物はどのくらいか。(委員)

→屋上広告物で最も大きな表示面積のものは1面で247㎡、全面で494㎡、地上設置広告物では1面で101㎡、全面で209㎡となっている。(事務局)

・地上に設置する広告物は、自己用で道路に近いところに立つケースがある。そうしたところでは、路肩が見えにくかったり、緩いカーブでは見通しが悪くなったりするので、ただ地上からの制限高を設定するのではなく、自動車の運転する人の目線・視界を遮らないような寸法基準を考える必要があるのではないか。(委員)

・色彩の基準について、彩度については基準があるが、色合いの問題もある。また背景色との関係から、彩度の差や色合いの差などの基準も入れておく必要があるのではないか。季節によっても背景色は違う。特に山側は季節によってかなり異なる。過去にそうした観点

観点で、新幹線の車体の色をかなり真剣に議論したことがあるが、特に自然が景観のベースにある安曇野市では、緑一色の季節と雪の季節と現在のように紅葉した季節とあり、地色が景観に与える影響が大きい。そうしたことで背景色と設置する広告物の地色が四季を通じて適しているかどうかは重要。(古川委員)

→オールシーズン通して、違和感のない色を見出し、数値化するのは難しいが、ガイドライン等に工夫できる表現があれば、盛り込んでいきたい。(事務局)

・松本市の条例も参考に規制基準を数値化されていると思うが、松本市以外で、より厳しい広告物規制を行っている軽井沢町における自然の中での広告物の出し方を参考にしてみたいか。まちなかは松本市のものをそのまま導入すればよいと思うが、自然を保護するという意味では、軽井沢町を参考してほしい。セットバックや自動車の運転手からみた目線の位置も踏まえてかなり厳しい規制を設けている。(委員)

・規制の適用除外となるもので、営利を目的としない広告物の中に、交通安全というものがあるが、交通安全協会が短い区間に「交通安全」と書かれたのぼり旗を何本も設置し、非常に景観を損ねている。あの旗の有り無しによって、交通事故の件数が変わるようには思えない。かなり長期間設置されて、色褪せたものもあり、非常に目障りに感じるが、どのような許可になっているか。(委員)

→交通安全は自己責任で個々人の安全運転が鉄則であり、のぼり旗の設置本数と交通事故の件数との関連は別問題と考えている。どのような許可となっているかについては、関係筋に問い合わせて確認したい。(事務局)

・たまたまいま持ち回りで交通安全協会の役員(2年交代)をやっているが、脇道等で、のぼり旗が交通障害になっているケースがあって、常設はいかなものかと質問をしたことがあるが、最近是一般住民からそうした声も出てくるようになったのも事実で、そうした問題が意識され始め、改善の傾向にあると感じている。(委員)

→関係機関から適正な設置本数や場所、管理等について意見が出されたということに関係筋に伝え、ご配慮をお願いしたい。(事務局)

・学童が横断する場所にある注意書きも逆光になると全く見えないケースがあり、そうした場合、近くの地主さんにのぼり旗の設置をお願いしたことはある。標識自体がその役割を果たしていないところには何らかの強調サインは必要で、気分的にただ並べているようなところは外していくことをみんなで言っていけば、全体としての動きも変わっていくと実感している。(委員)

・規制の適用除外の中にある選挙ポスターだが、選挙が終わっても、いつまでも田んぼの中に立っているのを見かけるが、設置期間や期間満了後にそれを撤去する義務は設置者にはないのか。(委員)

→「公職選挙法に基づく選挙のために表示・設置するもの」というのはいわゆる選挙ポスターだが、よく田んぼの中で常時設置されているのは、政党ポスターになる。これは、「営利を目的としない広告物等」に該当する。以前、選挙管理委員会にそれらのポスターが景観上好ましくないという旨を伝えたところ、市民からもそうした声が届いているようで、その際には当該政党に改善を求める依頼をしているようである。こうした案件が、どの程度あるのかまでは把握しきれていない。(事務局)

・公益性があると、適用除外として何でも認められてしまうのではないかという懸念があるのだと思うが、公益性があっても、観光客がよい景色だなと思う場所にそうした看板があると違和感を与えてしまうので、公益の重要性はわかるが、公益上必要だからというのではなく、すべてを除外するのではなく、表示期間の設定や景観上大きな場所は避けて設置してもらえるような柔軟な考えをどこかに入れた方がよい気がする。(委員)

・現在、景観条例によって建築についてはすべて届出となっているが、例えば、こうした適用除外のものでも届出をしてもらうような運用の仕方はできないか。許可制は許可制でいいと思うが、適用除外になっている公益上必要と認められるものについては、届出等を義務付けて、事前に確認できる方法がとれるのであれば、それも1つの手段になるが、他の事例も含め、その辺が制度としてどうなのか。(委員)

→適用除外に対して、何の対応しなくてよいとは思わない。ただ適用除外をすべて届出対象にしてしまうのもどうかと思う。そうした中で、どういったものが届出対象とすべきかについては、再度適用除外の物件を精査し、検討してみたい。(事務局)

・条例上は既存不適格の物件は適用除外の扱いになってしまうと思うが、既存不適格のものをなくしていくために、市の方としてどのような方策を考えているのか教えてほしい。(委員)

→既存不適格のものに対しては、事務局として、屋外広告物条例をPRし、これに即した対応を求めていくスタンスが大事と考えている。(事務局)

・既存不適格のものに対しては、市町村によっては、その改善にかかる費用への補助制度を導入しているところもあるが、その辺は市としてどのように考えているのか。(委員)

→補助制度についてはいまのところ考えていない。(事務局)

・適用除外の件は、1つは期間の問題だと思う。短期間で設置をするようなものは手続きが大変になるので、融通の利くやり方が必要だと思うが、長期間設置するようなものは、自己用であろうと、公益性であろうと、何らかの事前協議等があってもよいのではないか。その辺を考慮して、基準をつくとよいのではないか。(委員)

・建築物のパトロールと同じく、屋外広告物についても月1回で状況確認をする体制を考えていただけるとよい。穂高地域でも景観の関係でそうした経験をしたことがあるが、数時間車で回っただけでも色々なことが見えてくるので、そうした体制をこの中に盛り込めると有効なのではないか。(委員)

・前回の会議ではこの条例に「安曇野らしさ」を加えてほしいという意見があったと思う。そうした中で、安曇野がこれまで良好な景観づくりに先導的に取り組んできたという歴史を踏まえてつくった条例であるということをこの条例に明示する必要があるのではないか。目的に入りきらないとするならば、憲法の前文のように理念として、冒頭に書くことが必要と考えている。(委員)

・目的に〇〇委員さんがおっしゃられてことを入れるとすると、原案では規制のイメージが強いが、「防止する」のあとに続けて、「防止するとともに、安全でわかりやすい情報の提示・誘導を目的とする」というようなことを入れてもよいのではないか。規制というより、守りながらよいものを創り出していくためにガイドラインをつくっていくことも含めて、その辺の検討をしていただきたい。(委員)